

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」実施について

サラeエネルギー株式会社（以下「当社」）及びサラエナジー株式会社（以下「サラエナジー」）は、政府支援に基づく「電気・ガス料金支援」（電気・ガス価格激変緩和対策事業、電気・ガス価格激変緩和対策等事業）に参画してまいりました。

国の「電気・ガス料金支援」について、先般「電気・ガス価格激変緩和対策事業」として2023年1月使用分より再延長により2024年5月使用分まで実施、2024年8月使用分より「酷暑乗り切り緊急支援（電気・ガス価格激変緩和対策等事業）」として再開、2024年10月使用分まで実施しましたが、今般「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」）の実施が決定しましたので再度電気・都市ガス料金の負担軽減を行います。

引き続き当社及びサラエナジーも本事業に参画致しますのでご案内させていただきます。本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金支援」ホームページをご参照ください。（<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>）

また、都市ガスの詳細につきましては、サラエナジーホームページ「大切なお知らせ」をご参照下さい。（<https://www.salaenergy.co.jp/important/futankeigen/>）

当社電気料金（低圧契約）については本事業実施に伴い、電気需給約款の改定を実施します。
当社ホームページ「サラの電気料金プラン」ページ下部の「電気需給約款」の項をご参照下さい。（<https://www.salaenergy.sala.jp/plan/>）

宜しくお願い申し上げます。

◇経済産業省「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要（電気）

支援対象期間：

2025年（令和7年）1月のご使用分（2月検針分料金*）から2025年（令和7年）3月のご使用分（4月検針分料金*）となります。

※原則として2025年2月から2025年4月の燃料費調整単価が適用される料金が対象となります。

対象のお客さま：

電気 低圧契約および高圧契約（特別高圧契約は対象外）

お客さま毎の支援額：

【2025年（令和7年）2月検針分料金から2025年（令和7年）3月検針分料金】

電気料金は、低圧契約：1kWhあたり2.5円（税込）、高圧契約：1kWhあたり1.19円（税抜）

【2025年（令和7年）4月検針分料金】

電気料金は、低圧契約：1kWhあたり1.3円（税込）、高圧契約：1kWhあたり0.64円（税抜）

※毎月のご使用量のお知らせ等にて、政府の支援の有無、支援単価等を記載します。ご使用量に支援単価を乗じて支援額をご確認ください。

*お客さまによるお手続きやご連絡は不要です。

*支援額や期間、「電気需給約款」は本事業をもとに変更等の場合がございます。

*LPガス料金は本事業の対象とはなっておりません。

◇お客さまからのお問い合わせ先

○本事業に関するお問合せ（本事業の問合せ窓口）

<フリーダイヤル>：0120-013-305

全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

<特設サイト> <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>



○上記以外の本件に関するお問合せ（当社グループのお問い合わせ窓口）

窓口会社	対象エリア	主な対象	電話番号
サーラ E&L 東三河（株）	愛知県東三河	対象エリアの都市ガス料金、 電気料金	0532-32-5511
サーラ E&L 浜松（株）	静岡県西部		053-465-1234
サーラ e エナジー（株）		電気供給エリア全域の電気料金	0532-34-3060

以上